所在不明株主の株式の競売又は売却に伴う異議申述の公告

当社は、左記の所在不明株主の株式を、競売又は売却することとしたので、これに対し異議のある利害関係人は、本公告掲載の翌日から三箇月以内にお申し出下さい。

平成二十九年十一月二十一日

長野県上田市上丸子一〇八二番地　株式会社綿谷製作所
代表取締役　綿谷　憲一

記

株主名簿上の株主の氏名及び住所	株式の種類及び数	株券の番号
荒井　吉勝　長野県上田市中丸子一九八七番地	普通株式　五〇〇株	無
中沢　実　長野県上田市中丸子一四一〇番地	普通株式　三〇〇株	無
岸　正雄　東京都品川区大崎三丁目一八番三号	普通株式　八〇株	無

所在不明株主の株式の競売又は売却に伴う異議申述の公告

当社は、左記の所在不明株主の株式を、競売又は売却することとしたので、これに対し異議のある利害関係人は、本公告掲載の翌日から三箇月以内にお申し出下さい。

平成二十九年十一月二十一日

愛媛県四国中央市川之江町番外一番地第一〇　川之江港湾運送株式会社
代表取締役　三宅　文雄

記

株主名簿上の株主の氏名及び住所	株式の種類及び数	株券の番号
石村　敏子　愛媛県四国中央市川之江町一一六〇三一一一〇番地	普通株式二七四四四株	Aい第〇〇四五号～第〇〇四八号 Aろ第〇〇四九号～第〇〇五二号 Aは第〇〇五八号～第〇〇六一号 Aに第一一八一号～第一二〇七号

旅行業者営業保証金取戻し公告

旅行業法第９条第７項及び旅行業者営業保証金規則第９条第１項（変更登録を受けた場合）、旅行業法第20条第３項及び旅行業者営業保証金規則第９条第２項（登録の抹消があった場合）、又は旅行業法第22条の15第１項及び旅行業者営業保証金規則第９条第３項（旅行業協会の保証社員となった場合）の規定により次のように公告します。

下記⑩の取戻しをしようとする営業保証金につき、旅行業法第17条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書に権利を有することを証する書面を添付して⑪の申出書提出先に提出してください。前記期間内に申出書の提出がないときは、営業保証金は取戻されます。

平成 29 年 11 月 21 日

記

［掲載順序］

①商号　②旅行業の業務の範囲（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦変更登録年月日及び変更登録後の登録番号（変更登録を受けた場合）　⑧登録の抹消年月日（登録の抹消があった場合）　⑨旅行業協会の保証社員となった年月日（保証社員になった場合）　⑩営業保証金の額（変更登録を受けた場合にあっては、取戻しをしようとする営業保証金の額）　⑪申出書提出先　⑫掲載者の住所、名称又は氏名並びに法人にあってはその代表者の氏名

＊冒頭のＡは変更登録を受けた場合、Ｂは登録の抹消があった場合、Ｃは旅行業協会の保証社員となった場合をあらわす。

Ｃ　①株式会社阿部長商店　南三陸ホテル観洋　②第３種旅行業　③宮城県知事登録旅行業第３－382号　④株式会社阿部長商店　宮城県気仙沼市内の脇二丁目133番地の３　代表取締役　阿部泰浩　⑤南三陸ホテル観洋　宮城県本吉郡南三陸町志津川字黒崎99－17　⑥平成29年８月８日　⑨平成29年11月７日　⑩300万円　⑪宮城県知事　⑫宮城県気仙沼市内の脇二丁目133番地の３　株式会社阿部長商店　代表取締役　阿部泰浩

Ｂ　①株式会社サザンリゾートワークス（サンライズワールド）　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３－6182号　④株式会社サザンリゾートワークス　東京都豊島区東池袋四丁目24番８号ビーバーズビル４階　代表取締役　小室栄一郎　⑤本社営業所　東京都豊島区東池袋四丁目24番８号ビーバーズビル４階　⑥平成21年６月16日　⑧平成29年10月18日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫東京都豊島区東池袋四丁目24番８号ビーバーズビル４階　株式会社サザンリゾートワークス　代表取締役　小室栄一郎

Ｃ　①湘南トラベル株式会社　②第３種旅行業　③神奈川県知事登録旅行業第３－1099号　④湘南トラベル株式会社　神奈川県平塚市平塚一丁目26番12号　代表取締役　木地本健太郎　⑤本店　神奈川県平塚市平塚一丁目26番12号　⑥平成29年８月25日　⑨平成29年10月10日　⑩300万円　⑪神奈川県　⑫神奈川県平塚市平塚一丁目26番12号　湘南トラベル株式会社　代表取締役　木地本健太郎

Ｃ　①新潟・佐渡観光推進機構株式会社　②第３種旅行業　③新潟県知事登録旅行業第３－414号　④新潟・佐渡観光推進機構株式会社　新潟県新潟市中央区万代島９番１号　代表取締役　小川健　⑤本社営業所　新潟県新潟市中央区万代島９番１号　⑥平成29年９月11日　⑨平成29年11月７日　⑩300万円　⑪新潟県知事　⑫新潟県新潟市中央区万代島９番１号　新潟・佐渡観光推進機構株式会社　代表取締役　小川健

旅行業協会弁済業務保証金取戻し公告

旅行業法第22条の12第５項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第１項（保証社員の地位を失った場合）、又は旅行業法第22条の12第１項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第２項（保証社員が変更登録を受けた場合）の規定により次のように公告します。

下記①に掲げる者との旅行業務に関する取引によって生じた債権（保証社員の地位を失った場合は、当協会の保証社員であった期間におけるものに限る）に関し旅行業法第22条の９第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、当協会の弁済業務規約の定めるところにより、その債権の額及びその取引が成立した時期並びに氏名又は名称及び住所を記載した認証申出書２通を、下記①に掲げる者の所属する当協会に提出してください。前記期間内に認証申出書の提出がないときは、弁済業務保証金は取戻されます。

平成 29 年 11 月 21 日

記

［掲載順序］　（　）内は保証社員が変更登録を受けた場合の表示

①当協会の保証社員であった者の商号（商号）　②旅行業の業務の範囲（変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦協会の保証社員としての地位を失った年月日（変更登録年月日及び変更登録後の登録番号）　⑧保証社員が当協会に納付した弁済業務保証金分担金の額に相当する額（取戻しをしようとする弁済業務保証金の額）　⑨弁済限度額

＊冒頭のＡは保証社員の地位を失った場合、Ｂは保証社員が変更登録を受けた場合をあらわす。